（家畜人工授精所の構造、設備等）

第三十五条　法第二十五条第一項第一号の農林水産省令で定める構造、設備及び器具は、次に掲げるものとする。

一　構造　処理室を有し、かつ、家畜人工授精用精液を採取し、若しくは注入し、家畜体内受精卵を採取し、若しくは移植し、又は家畜体外受精卵を移植する場合にあつては、その場所が外部から見えないような囲障があるもの

二　（略）

三　器具

イ　家畜人工授精を行う場合にあつては、その採取、検査、処理又は注入に必要な器具及びこれらの器具の消毒に必要な器具

ロ　家畜体内受精卵移植を行う場合にあつては、その採取、検査、処理又は移植に必要な器具及びこれらの器具の消毒に必要な器具

ハ　家畜体外受精卵移植を行う場合にあつては、家畜未受精卵の採取、処理、家畜体外授精、家畜体外受精卵の検査、処理又は移植に必要な器具及びこれらの器具の消毒に必要な器具

ニ　家畜人工授精用精液又は家畜受精卵の保存を行う場合にあつては、その保存に必要な器具

（開設の許可の申請者の使用人）

第三十六条　令第十三条の農林水産省令で定める者は、部長、次長、課長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、家畜人工授精所の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者とする。

（変更の届出等）

第三十七条　法第二十五条の二第一項の農林水産省令で定める事項は、次の事項（軽微な変更を除く。）とする。

一　家畜人工授精所の開設者の氏名又は名称及び住所

二　家畜人工授精所の名称及び所在地

三　家畜人工授精所を管理すべき獣医師又は家畜人工授精師の氏名、住所及び登録番号又は免許番号

四　家畜の種類及びその業務の別

五　家畜人工授精所の構造、設備及び器具

六　家畜人工授精所の開設者が法人である場合にあつては、その役員の氏名及び住所

2　法第二十五条の二第一項の規定により変更の届出をしようとする家畜人工授精所の開設者は、当該変更の日から三十日以内に、別記様式第二十一号による届出書に変更事項に係る書類を添えてその許可を与えた都道府県知事に提出しなければならない。

3　法第二十五条の二第二項の規定により廃止し、休止し、又は休止した家畜人工授精所を再開しようとする家畜人工授精所の開設者は、別記様式第二十二号による届出書をその許可を与えた都道府県知事に提出しなければならない。

（家畜人工授精所の構造、設備等）

第三十三条　法第二十五条の農林水産省令で定める構造、設備及び器具は、次に掲げるものとする。

一　構造　処理室を有し、かつ、家畜人工授精用精液を採取し、若しくは注入し、家畜体内受精卵を採取し、若しくは移植し、又は家畜体外受精卵を移植する場所が外部から見えないような囲障があるもの

二　（略）

三　器具

イ　家畜人工授精を行う場合にあつては、その採取、検査、処理、保存又は注入に必要な器具及びこれらの器具の消毒に必要な器具

ロ　家畜体内受精卵移植を行う場合にあつては、その採取、検査、処理、保存又は移植に必要な器具及びこれらの器具の消毒に必要な器具

ハ　家畜体外受精卵移植を行う場合にあつては、家畜未受精卵の採取、処理、家畜体外授精、家畜体外受精卵の検査、処理、保存又は移植に必要な器具及びこれらの器具の消毒に必要な器具

（新設）

（新設）